

「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金(6/1～6/20 実施分)」について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が延長されるに伴い、営業時間短縮及び休業の要請に全面的にご協力いただける飲食事業者等の店舗を対象として、新たに協力金を支給いたします。

1 対象期間

令和3年6月1日から令和3年6月20日まで

2 支給額（予定）

事業規模に応じて以下の範囲で支給

（1）中小企業等 一店舗当たり80万円から400万円

（2）大企業 一店舗当たり上限400万円（一日の売上高減少額に基づき算出）

※協力金支給額の算出方法等は近日中に公表予定

（参考1）支給額の基本的な考え方

分類	前年又は前々年の 1日当たりの売上高 (売上高／日)	1店舗当たりの 協力金日額
中小企業等	10万円以下	4万円
	10万円超～25万円未満	4万円～10万円
	25万円以上	10万円
大企業	－	上限20万円（※）

※売上高の減少額による（中小企業等もこの方式を選択可能）

3 主な対象要件

○上記対象期間において**営業時間短縮及び休業の要請**に全面的にご協力いただいた都内全域の飲食店等（大企業が運営する店舗も含む）

（参考2）営業時間短縮及び休業の要請の概要

緊急事態措置期間（6/1-6/20）	
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む）	休業（酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く）
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店等 （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く）	夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮

○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示いただくこと

○申請に当たって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録いただくこと

(参考)感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

○都内にある全ての直営店舗において要請に応じ、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行っていただくこと（大企業のための要件）

4 申請受付

○令和3年5月12日から令和3年5月31日までの営業時間短縮等の要請に係る協力金とは、別に申請を受け付ける予定です。

○ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

5 問い合わせ

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターにおいて対応いたします。（電話番号03-5388-0567 9時から19時まで毎日）

<問い合わせ先>

産業労働局総務部企画調整課

電話 03-5320-4637

内線 36-424 担当 早川・古川